

## 第 4 8 号議案

亀岡市財政調整基金条例の一部を  
改正する条例の制定について

亀岡市財政調整基金条例（昭和 4 9 年亀岡市条例第 6 号）の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 2 月 2 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例

亀岡市財政調整基金条例（昭和 4 9 年亀岡市条例第 6 号）の一部  
を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定め  
る。

2 決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の全部又は一部を基  
金に編入することができる。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 亀岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 一般会計決算剰余金について、処分方法の多様化を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。